

令和2年9月1日から

※ 福井県道路交通法施行細則が一部改正されました。

自転車の幼児用座席に乗れる者の

年齢制限が改正されました!



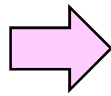
何が変わるの?

自転車の幼児用座席に **6歳** を迎えた園児 を乗せることができます。

～自転車用の幼児用座席に乗車できる者の年齢制限～

【改正前】

6歳未満の者



【改正後】

小学校就学の始期に達するまでの者

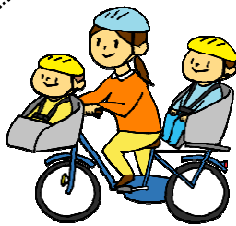
※ 6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日まで



幼児用座席に乗車させることができるのは?



16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させている場合



16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの者2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させている場合



幼児二人同乗用自転車とは?

「運転者のための乗車装置および2つの幼児用座席を設けるために必要な特別の構造または装置を有する自転車」です。

民間の認証機関がその安全性を認証したことを示すBAAマーク
又はSGマーク等が付されて販売されています。



2輪タイプ



3輪タイプ

「幼児二人同乗基準適合車 BAAマーク」



幼児二人同乗基準適合車
社団法人自転車協会

SGマーク



- 幼児二人同乗用自転車の利用にあたって
- 交通ルールを守りましょう。
- 幼児にはヘルメットを着用させるように努めましょう。
- 対人賠償保険に加入しましょう。

～ 自転車に 乗る時は ヘルメット をかぶりましょう! ～

福井県警察